

別冊（その3）

※ご利用前に必ずお読み下さい。

防衛装備品等調達システムを利用して防衛装備庁にインターネット技術を活用した電子入札、電子契約、各種申請及び代金請求の電子的な提出を行うためには、下記「防衛装備品等調達システム利用規約」に同意いただくことが必要です。本システムの利用前に下記規約を十分にお読み下さい。また、本システムの利用のために防衛装備庁以外の使用許諾者が存在する電子入札補助アプリを使用するに当たっては、当該ソフトウェア等の使用許諾者が定める使用許諾条件に同意の上、使用するものとします。当該ソフトウェア等の使用許諾条件は、下記をご確認ください。

電子入札補助アプリ

「電子入札補助アプリ」使用許諾契約約款

[CoreRelay_license_agreement_for_bidders.pdf \(jacic.or.jp\)](#)

本システムを利用された方は、下記規約及び当該ソフトウェア等の使用許諾条件に同意したものとみなされます。何らかの理由により下記規約及び当該ソフトウェア等の使用許諾条件に同意できない場合は、本システムのご利用をお断りします。

記

防衛装備品等調達システム利用規約

（目的）

第1条 本規約は、防衛装備品等調達システム（以下「本システム」という。）を利用する場合に必要な事項について定めるものとします。

（著作権）

第2条 本システムが利用者に対し提供するコンテンツ（電子入札補助アプリは除く）は、防衛装備庁が保有しており、国際著作権条約及び日本国の著作権関連法令によって保護されています。

（禁止事項）

第3条 本システムの利用に当たっては、次に掲げる行為を禁止します。

- 一 本システムを防衛装備庁への下記以外の目的で使用する事。

電子入札、電子契約、各種申請及び代金請求の電子的な提出

- 二 本システムに対して、不正にアクセスすること。
- 三 本システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
- 四 本システムに対して、ウイルスに感染したファイルを送信すること。

(本システムにより提出できる書類)

第4条

- 一 本システムにより提出できる書類は、電子入札、電子契約、各種申請及び代金請求に係るものに限ります。
- 二 入札書及び見積書(以下「電子入札書」という。)は、金額内訳を提出する場合の内訳書を含みます。
- 三 当該入札に参加する者に求める義務を満たすことを証明する証明書及び総合評価落札方式における提案書(以下「証明書等」という。)は、本システムによる提出を可能としている案件に限ります。
- 四 その他、電子入札、電子契約、各種申請及び代金請求の電子的な提出においては、本システムによる提出を可能としている案件に限ります。

(利用可能な時間帯)

第5条

- 一 利用可能な時間帯は、防衛装備庁のポータルサイトに示す時間帯とします。
- 二 本システムに関する電話によるお問合わせ受付時間は、防衛装備庁のポータルサイトに示す時間帯とします。また、電子メールによるお問合わせは24時間受け付けますが、回答については、翌日(平日に限る。)以降となる場合があります。
- 三 上記にかかわらず本システムの保守等の必要があるときは、防衛装備庁は、利用者への事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断等を行うことができるものとします。

(利用資格者)

第6条

- 一 本規約に同意し、導入説明書に定める利用申請の手続を行い、防衛装備庁が承認した者(利用者)を利用資格者とします。
- 二 本規約に同意し、導入説明書に定める年間委任申請又は都度委任申請を行い、正当権利者が承認した者(代理人又は復代理人)を利用資格者とします。

(利用資格者の有効期間)

第7条

一 導入説明書に定める利用者申請の手続を行い、防衛装備庁が承認した者の有効期間は、防衛装備庁が承認した日から本システムに登録された電子証明書の有効期間までとします。ただし、電子証明書が失効する場合は、失効直前までとなります。

二 導入説明書に定める年間委任申請又は都度委任申請を行い、正当権利者が承認した者の有効期間は、委任状の委任期間とします。ただし、電子証明書が失効する場合は、失効直前までとなります。

(利用できる電子証明書)

第8条 導入説明書に定める認証局が発行した電子証明書とします。

(電子入札、電子契約、各種申請及び代金請求の電子的な提出の権限を有する者)

第9条

一 導入説明書に定める年間委任申請又は都度委任申請の手続により、代理人又は復代理人を設定していない場合は、第6条第1項の利用資格者が提出権限を有します。

二 導入説明書に定める年間委任申請又は都度委任申請の手続により、代理人が設定された場合は、代理人が提出権限を有し、復代理人が設定された場合は、復代理人が提出権限を有します。

三 第6条第2項の利用資格者に代理人又は復代理人が複数存在する場合において、いずれかの者が電子入札、電子契約、各種申請及び代金請求の電子的な提出を行った場合、他の者は当該案件における提出権限を失います。

(金額の入力)

第10条

一 電子入札、電子契約、各種申請及び代金請求の電子的な提出における金額は日本国通貨とします。

二 入力する金額の税込み又は税抜きの別については、公告又は通知等によるものとします。

(電子入札書の提出及び受付締切時間)

第11条

一 電子入札書は入札書受付締切時間までに提出を完了する必要があります。提出の完了は、「入札書受付通知書」が表示された時点(本システムが電子入札書の到着を確認できた日時)とします。

二 提出した電子入札書は引き換え、変更又は取消をすることはできません。

三 提出可能な添付ファイルの容量は原則3MB以下とします。

四 内訳書は、防衛装備庁のポータルサイトにて示している推奨環境において視認可能なファイルを添付することとします。視認できない添付ファイルを提出した場合は、無効となり

再提出を認めません。

五 電子入札書は、正当な提出権限を有する者による電子署名がされ、有効な電子証明書を付したものとします。

(開札時間における待機)

第12条 電子入札書を提出した者は、開札時に開札場所に立ち会う必要はありませんが、開札時間にはパソコンの前で待機して、開札状況を確認することとします。開札結果が再入札の場合は、速やかに再度の電子入札書の提出又は辞退のいずれかの意思表示を行わなければなりません。再度の入札における受付締切時間までに電子入札書の提出が完了しない場合は、辞退したものとみなします。

(証明書等の提出及び受付締切時間)

第13条

一 証明書等はそれぞれの受付締切時間までに提出を完了する必要があります。提出の完了は、「証明書等受付通知書」が表示された時点（本システムが証明書等の到着を確認できた日時）とします。

二 提出した証明書等の引き換え、変更又は取消をすることはできません。

三 証明書等の様式は、個々の案件で指定された様式とします。

四 提出可能な添付ファイルの容量は原則3MB以下とします。

五 証明書等は、防衛装備庁のポータルサイトにて示している推奨環境において視認可能なファイルを添付することとします。視認できない添付ファイルを提出した場合は、無効となり再提出を認めません。

六 証明書等は、正当な提出権限を有する者による電子署名がされ、有効な電子証明書を付したものとします。

(電子契約書の確認及び電子署名)

第14条

一 落札者に対して契約担当部署から電子契約書（案）の確認依頼があった場合、記載内容確認及び委任状等の必要資料を追加した上、速やかに契約担当部署へ提出することとします。

二 契約担当部署へ提出した電子契約書（案）は引き換え、変更又は取消をすることはできません。（落札者が追加した資料に修正等が必要な場合、契約締結後、変更契約にて措置します。）提出した委任状等の必要資料に不備があった場合、受理することができないため、必要な修正を行った上で、再度提出することとします。

三 落札者に対して契約担当部署から電子契約書（認証完了）の電子署名依頼があった場合、速やかに対応することとします。（電子署名がなされない場合、契約締結することはできま

せん。)

四 提出可能な添付ファイルの容量は原則 3 MB 以下とします。

五 電子契約書（認証完了）は、正当な提出権限を有する者による電子署名がされ、有効な電子証明書を付したものとします。

（各種申請等を電子的に処理する場合の提出方法）

第 15 条

一 各種申請等を電子的に処理する場合、それぞれの手続に従い、申請書その他必要書類を担当係宛に提出することとします。

二 提出した申請書等に不備があった場合、受理することができないため、必要な修正を行った上で、再度提出することとします。

三 申請書等の様式は、個々の案件で指定された様式とします。

四 提出可能な添付ファイルの容量は原則 3 MB 以下とします。

五 申請書等は、正当な提出権限を有する者による電子署名がされ、有効な電子証明書を付したものとします。

（代金請求を電子的に処理する場合の提出方法）

第 16 条

一 代金請求を電子的に処理する場合、請求予定日の 15 日以上前に、代金請求予定表を長官官房会計官付宛に提出することとします。当該請求予定日に、請求書及び必要書類（官給品等受領書等）を長官官房会計官付宛に提出することとします。

二 提出した請求書等に不備があった場合、受理することができないため、必要な修正を行った上で、再度提出することとします。

三 請求書等の様式は、個々の案件で指定された様式とします。

四 提出可能な添付ファイルの容量は原則 3 MB 以下とします。

五 請求書等は、正当な提出権限を有する者による電子署名がされ、有効な電子証明書を付したものとします。

（電子証明書等の管理）

第 17 条

一 利用資格者が使用する電子証明書及び秘密鍵は、利用資格者ご本人の責任において厳重に管理するものとし、漏洩の可能性があれば速やかに電子証明書を発行した認証局に失効手続を行うこととします。

二 防衛装備庁では、当該利用資格者の電子証明書及び秘密鍵による入札手続が行われたものは、全て当該利用者の意思によるものとみなします。

(利用資格者における危機管理の必要性)

第18条

一 利用資格者が使用するパソコン、通信機器及び回線等が正常に稼働する環境の確保は利用資格者の責任です。入札、契約、申請、代金請求等の業務の重要性から、これらの機器等のバックアップを準備しておくことを推奨いたします。バックアップの機器等においても事前の接続確認を行っておく必要があります。

二 ネットワーク事情等により、電子入札、電子契約、各種申請及び代金請求の電子的な提出等に時間がかかることがあります。あらかじめ、本システムが提供するシステム接続確認機能で、利用資格者が利用する環境で電子入札、電子契約、各種申請及び代金請求の電子的な提出等にかかる時間を把握することを推奨いたします。

(障害対応)

第19条 障害が発生した場合の対応方法については、以下の方法により対応いたします。

一 本システムにおいて障害の発生及び障害の復旧時には、防衛装備庁のポータルサイトにて、障害内容及び障害復旧予定時刻等を掲示します。

二 前項によるお知らせがない場合はヘルプデスクに連絡し、システム障害が発生しているかの確認を行うこととします。システム障害が発生していない場合、利用資格者側の環境で障害が発生している可能性がありますので、環境を再確認することとします。

三 本システムにおいて障害が発生し、障害発生時刻から障害復旧時刻の間に電子入札書及び証明書等の受領締切日時が設定されていた場合又は開札日時が設定されていた場合等において、障害復旧後に受領締切日時を変更する場合がありますので、調達案件情報又は日時変更通知書にて確認することとします。

(免責事項)

第20条

一 利用資格者が使用するパソコン、通信機器及び回線等が正常に稼働する環境の確保は利用資格者の責任とします。

二 防衛装備庁の責によらないパソコン、通信機器及び回線等の障害等により、電子入札、電子契約、各種申請及び代金請求の電子的な提出が遅延もしくは不能となった場合、本システムが利用資格者のパソコンにWeb形式で表示する情報が、表示遅延又は表示不能となった場合、そのために生じた損害について防衛装備庁は責任を負いません。

三 本システムの利用に当たり、電子証明書及び秘密鍵による本人確認の手続を行った上で利用資格者本人と認めて取り扱いを行った場合は、パソコン、電子証明書及び秘密鍵等につき偽造、変造、盗用、不正使用又はその他の事由により使用者が利用資格者本人でなかった場合でもそれらによって生じた損害について防衛装備庁は責任を負いません。

四 災害・事変等防衛装備庁の責に帰すことのできない事由により本システムの利用が遅延

もしくは不能となった場合、そのために生じた損害について防衛装備庁は責任を負いません。

(利用規約の変更)

第21条

- 一 防衛装備庁は、本利用規約の内容を変更する場合は、利用資格者への事前の通知を行うことなく、本利用規約を変更又は新たな条項を追加できるものとします。
- 二 前項により本利用規約の変更後に、利用資格者が本システムの使用を継続するときは、利用資格者は変更又は追加後の条項に同意したものとみなされます。

(無断リンクの禁止)

第22条 防衛装備庁に無断での防衛装備品等調達システムへのリンクを禁止します。

(準拠法及び管轄裁判所)

第23条

- 一 本利用規約には、日本法が適用されるものとします。
- 二 本システムの利用に関して紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。